## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく指導について

令和元年8月30日

個人情報保護委員会は、今般、個人番号利用事務を受託していた事業者が、番号 法第10条第1項の規定に違反し、委託元である行政機関又は地方公共団体に無許諾 で個人番号を含むデータ入力業務等を再委託又は再々委託していた事案が判明した ことから、以下の機関等に対して指導を実施しましたので、お知らせします。

1 委 託 元:国税庁、

さいたま市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市、 幸手市、台東区、墨田区、豊島区、江戸川区、川崎市、熊本市、 株式会社プリマジェスト(本店:川崎市)

2 受託事業者: AGS株式会社(本店: さいたま市)、

システムズ・デザイン株式会社(本店:杉並区)、日商エレクトロニクス株式会社(本店:千代田区)

また、上記のほか、合同会社NEW FEEL (本店:熊本市)が、熊本市に無許諾で個人番号を含むデータ入力業務を再委託していたことが同市の調査によって判明したため、同社に対しても指導文書を発出しました。

【問い合わせ先】

個人情報保護委員会事務局 荒木、園田

電話番号:03-6457-9834